

養殖業職種(ほたてがい・まがき養殖作業)のうちほたてがい養殖作業

作業の定義	一定の水域を専有して、ほたてがいの種苗を採取し成員まで成長させる等、人工的に管理、育成する作業をいう。			
必須業務 (移行対象 職種・作業で 必ず行う業 務)	第1号技能実習	第2号技能実習		第3号技能実習
		[1年目]	[2年目]	
	(1)ほたてがい養殖作業 ①ほたてがいの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 成員の異常員選別作業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製作業 2. パールネットの補修作業 ③漁具の整理・整頓作業 1. 丸籠(まるかご)やパールネットを揃えて 吊籠(つりかご)綱で結束する作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	(1)ほたてがい養殖作業 ①ほたてがいの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 半成員の異常員選別作業 4. 洗浄(敲打)作業 5. 飼育密度調整(半成員仮分散)作業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製作業 2. パールネットの補修作業 ③漁具の整理・整頓作業 1. 丸籠(まるかご)やパールネットを揃えて 吊籠(つりかご)綱で結束する作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	(1)ほたてがい養殖作業 ①ほたてがいの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 稚貝・半成員の異常員選別作業 4. 洗浄(敲打)作業 5. 飼育密度調整(稚貝・半成員仮分散)作 業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製作業 2. 丸籠(まるかご)、パールネットの補修作 業 3. 高度な漁具製作・補修作業 ③漁具の整理・整頓作業 1. 丸籠(まるかご)やパールネットを揃えて 吊籠(つりかご)綱で結束する作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	(1)ほたてがい養殖作業 ①ほたてがいの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 稚貝・半成員の異常員選別作業 4. 洗浄(敲打)作業 5. 飼育密度調整(稚貝・半成員仮分散)作 業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製作業 2. 丸籠(まるかご)、パールネットの高度な 補修作業 3. 高度な漁具製作・補修作業 4. 養殖筏パイの補修 5. 養殖施設のアンカリング作業 6. 海況に応じた養殖垂下量の調整作業 ③漁具の整理・整頓作業 1. 丸籠(まるかご)やパールネットを揃えて 吊籠(つりかご)綱で結束する作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業
	(2)安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 養殖業職種に必要な整理整頓作業 ④ 養殖業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具(救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴、作業用防寒衣等)の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業 ①については第1号技能実習実施中にこれに準じた教育を行うことにより十分な知識及び技能を有していると認められる場合、第2号技能実習及び第3号技能実習において省略 することができる。 ※			
関連業務、 周辺業務 (上記必須 業務に関す る技能等の 修得に係る 業務等で該 当するもの を選択する こと。)	(1)関連業務 ① 養殖管理作業 ② 害敵駆除作業 ③ 付着生物駆除作業 ④ 育苗養殖作業 ⑤ 水温・水質管理作業 ⑥ 養殖用機械、設備、器具等の清掃作業 ⑦ 養殖用機械、設備、器具等の管理・保守作業 ⑧ 海上作業(採苗器稚貝付着状況・半成員生育状況調査等) ⑨ 食品衛生上の管理(貝毒)、流通の管理作業 ⑩ 出荷前品質保持作業 ⑪ 漁場環境整備作業 ⑫ 同一養殖業者におけるまがき養殖作業(ただし、ほたてがい養殖作業と重複する作業は除く。) (2)周辺業務 ① 自家取得した原材料を使用した製造・加工作業(専従者がいる場合は該当しない。) ② 貝類の構内運搬作業 ③ 梱包・出荷作業 ④ ほたてがいの剥き身作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ			
使用する素 材、材料等 (該当するも のを選択す ること。)	ほたてがい			
使用する機 械、器具等 (該当するも のを選択す ること。)	1.採苗器 2.篩(ふるい) 3.ネットロンネット 4.丸籠(まるかご) 5.ポケット籠(かご)	6.パールネット 7.幹網 8.浮き球 9.水温計 10.比重計	11.塩分計 12.溶存酸素計 13.洗浄機	
製品等の例 (該当するも のを選択す ること。)	1.ほたてがい 2.まがき(関連業務でまがき養殖作業を行なった場合に限る。)			
移行対象職 種・作業とは ならない業 務例	1.ほたてがい・まがき以外の貝類養殖作業 2.ほたてがい・まがきにかかる第1種共同漁業権漁場における養殖作業(種苗放流等)及び陸上養殖作業 3.冷凍・冷蔵作業 4.魚類養殖作業 5.藻類養殖作業 6.真珠養殖作業 7.内水面養殖作業 8.上記、関連業務及び周辺業務のみの場合			

養殖業職種(ほたてがい・まがき養殖作業)のうちまがき養殖作業

作業の定義		一定の水域を専有して、まがきの種苗を採取し成員まで成長させる等、人工的に管理、育成する作業をいう。		
必須業務 (移行対象 職種・作業で 必ず行う業 務)	第1号技能実習	第2号技能実習		第3号技能実習
		[1年目]		
		[1年目]	[2年目]	
	(1)まがき養殖作業 ①まがきの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 剥き身作業 4. 洗浄(殻付き)作業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製(から通し)作業 2. ロープの結索作業 3. 丸籠(まるかご)の補修作業 ③種苗の確保作業 1. 種見作業 2. 付着生物判別作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	(1)まがき養殖作業 ①まがきの取扱い作業 1. 成員の規格選別作業 2. 器官の判別作業 3. 剥き身作業 4. 洗浄(殻付き)作業 5. 飼育密度調整(通し替え)作業 6. 抑制作業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製(から通し)作業 2. ロープの結索作業 3. 丸籠(まるかご)の補修作業 ③種苗の確保作業 1. 種見作業 2. 付着生物判別作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	(1)まがき養殖作業 ①まがきの取扱い作業 1. 成員の規格選別(剥き身の洗浄作業を含む。)作業 2. 器官の判別作業 3. 剥き身作業 4. 洗浄(殻付き)作業 5. 飼育密度調整(通し替え)作業 6. 抑制作業 7. 剥き身等の殺菌作業 ②漁具の製作・補修作業 1. 採苗器の作製(から通し)作業 2. ロープの結索作業 3. 丸籠(まるかご)の高度な補修作業 4. 高度な漁具製作・補修作業 5. 養殖筏の補修作業 6. 養殖筏ブイの補修作業 7. 養殖施設のアンカリング作業 8. 海況に応じた養殖垂下量の調整作業 ③種苗の確保作業 1. 種見作業 2. 付着生物判別作業 3. 幼生判別作業 ④安全作業 1. 安全装具の装着作業 2. 安全装具の収納作業	
	(2)安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 養殖業職種に必要な整理整頓作業 ④ 養殖業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具(救命胴衣、安全帽、安全ベルト、命綱、安全靴、作業用救命衣等)の着用と服装の安全点検作業 ※ ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業 ①については第1号技能実習実施中にこれに準じた教育を行うことにより十分な知識及び技能を有していると認められる場合、第2号技能実習及び第3号技能実習において省略することができる。			
関連業務、 周辺業務 (上記必須 業務に關する 技能等の 修得に係る 業務等で該 当するもの を選択する こと。)	(1)関連業務 ① まがき種苗の船上取り込み作業 ② まがき養殖籠(かご)の垂下作業 ③ まがき取種作業 ④ 養殖管理作業 ⑤ 害敵駆除作業 ⑥ 付着生物駆除作業 ⑦ 育苗養殖作業 ⑧ 水温・水質管理作業 ⑨ 養殖用機械、設備、器具等の清掃作業 ⑩ 養殖用機械、設備、器具等の管理・保守作業 ⑪ 食品衛生上の管理(貝毒)、流通の管理作業 ⑫ 出荷前品質保持作業 ⑬ 漁場環境整備作業 ⑭ 同一養殖業者におけるほたてがい養殖作業(ただし、まがき養殖作業と重複する作業は除く。) (2)周辺業務 ① 自家取得した原材料を使用した製造・加工作業(専従者がいる場合は該当しない。) ② 貝類の構内運搬作業 ③ 梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ			
使用する素 材、材料等 (該当するも のを選択す ること。)	まがき			
使用する機 械、器具等 (該当するも のを選択す ること。)	1. 筏(いかだ) 6. 屋台船(無動力船) 11. 塩分計 2. 抑制棚 7. 浄化プール 12. 溶存酸素計 3. 採苗器 8. 冷蔵庫 13. 洗浄機 4. クレーン船 9. 水温計 5. 小型船 10. 比重計			
製品等の例 (該当するも のを選択す ること。)	1. まがき 2. ほたてがい(関連業務でほたてがい養殖作業を行なった場合に限り。)			
移行対象職 種・作業とは ならない業 務例	1. ほたてがい・まがき以外の貝類養殖作業 2. ほたてがい・まがきにかかる第1種共同漁業権漁場における養殖作業(種苗放流等)及び陸上養殖作業 3. 冷凍・冷蔵作業 4. 魚類養殖作業 5. 藻類養殖作業 6. 貝類養殖作業 7. 内水面養殖作業 8. 上記、関連業務及び周辺業務のみの場合			